



特許電子図書館（IPDL）の機能のあり方に関する研究
（BFベストフレンド知的財産研究所・研究所長）上田育弘

Consideration on the level of the Function of IPDL

BF : Best Friend Intellectual Property Laboratory

Ueda, Ikuhiro

キーワード；特許庁内検索システム・IPDL・民間調査会社の検索システム・国内デバインド・国際デバインド

1. 国内外情勢と問題提起

（1）国内情勢

日本弁理士会発行の「パテント」2004年7月号18頁等に掲載されている小川洋特許庁長官の「就任のご挨拶」に「研究開発効率の飛躍的な向上を図るため、世界最高水準の電子化の下に蓄積してきた約5千万件の特許関連情報と、審査ノウハウとして蓄積してきた従来技術の検索方法を研究開発現場に積極的に提供」旨記載され、特許庁内の審査官の検索システムを対外的に提供する方針が示されている。

また、2005年の小川洋特許庁長官の年頭所感によると「研究開発から事業の展開まで企業の資源配分を戦略的に考えていく上で極めて有用な特許情報をユーザーに利用しやすい形態で提供するため、特許電子図書館の機能向上や提供情報の拡充にも努めてまいります。」と述べられ、特許電子図書館の機能向上が謳われている。

一方、従来、特許電子図書館の機能は必要最小限で、それ以上の調査検索機能は整理標準化データを用いて民間調査会社が提供する方針であった。従って、この従来からの方針に対し、上記小川特許庁長官の発言は、「特許電子図書館の機能を向上させる」点で、従来の必要最小限の機能を提供する方針からは大きな政策転換が認められる。

また、自由主義及び市場主義の下、民間調査機関の育成及び民間調査機関同士の自由競争による調査検索機能の向上をも考慮することを要する。即ち、もし特許庁が最高水準にすることを目指し特許電子図書館の機能を絶えず向上させていくと、民間調査機関が育たず民間調査機関同士の自由競争による調査検索機能の向上を図ることが困難になる。一方、特許電子図書館の機能を一定水準で固定化してしまうと、一般国民・企業は所定の特許情報しか無料で入手できず、それ以外の特許情報は有料で民間調査機関から入手することになり、必ずしも好ましいこととはいえない。

（2）国際情勢（PCT規則改正）

一方、国際情勢、具体的には、PCT規則の最近の改正により、PCT規則に「電子図書館」の規定文言が少なからず現れている。例えば、次の通りである。「電子図書館」の文言には下線を付している。

★PCT規則における「電子図書館」の規定文言の存在する条文

- ・規則17.1(b)2 受理官庁又は国際事務局が優先権書類を実施細則に定めるところにより電子図書館から入手可能な場合は、出願人は、次のいずれかの方法により優先権書類の提出に代えることができる。
 - (i) 受理官庁に対し、優先権書類を電子図書館から入手し、国際事務局に送付するよう請求すること。
 - (ii) 国際事務局に対し、優先権書類を電子図書館から入手するよう請求すること。
- (d) 指定官庁は、(a)に規定する先の出願が国内官庁としての当該指定官庁に出願されている場合又は当該指定官庁が実施細則に定めるところにより優先権書類を電子図書館から入手可能な場合は、(c)の規定により優先権の主張を無視することはできない。
- ・規則66.7 優先権主張の基礎となる先の出願の写し及び翻訳文
 - (a) 国際予備審査機関が優先権の主張を伴う国際出願についてその主張の基礎となる先の出願の写しを必要とする場合には、国際事務局は、要請により、速やかにその写しを送付する。その写しが、出願人が17.1の要件を満たさないために国際予備審査機関に提出されない場合であって、かつ当該先の出願が国内官庁としての権限を有する当該国際予備審査機関に出願されていない又は優先権書類を当該国際予備審査機関が実施細則に従い電子図書館から入手することができない場合には、国際予備審査報告は、優先権の主張がされなかったものとして作成することができる。

・規則93の2. 1 請求による送達、電子図書館を経由した送達

(a) 条約、この規則又は実施細則が、国際出願、通知、送達、通信又はその他の書類（以下「書類」という。）の国際事務局から指定官庁又は選択官庁に対して行う送達、通知又は送付（以下「送達」という。）について規定する場合において、その送達は、関係する官庁による請求によってのみ、かつ、官庁が特定する時に行われる。この請求は、個別に特定された書類又は特定された一又は複数の書類の分類に関するものとして行うことができる。

(b) (a) の規定に基づく送達は、国際事務局と関係する指定官庁又は選択官庁との間で合意したときは、実施細則で定めるところにより、国際事務局が、当該官庁がその書類を検索する権能を有する電子図書館において、書類を電子形式で入手可能な状態にする時に行われたものとみなす。

★上記の如く、PCT規則に電子図書館の文言が入るということは、各国の特許電子図書館の機能のレベルが締約国民の優先権主張等の手続にも大きく影響を与えるということである。

(3) 問題提起

上記国内情勢(1)及び国際情勢(2)を背景として、各国は特許電子図書館の機能をどのレベルに設定するのが好ましいだろうか。具体的に、特許電子図書館の機能をどの水準まで向上させるべきだろうか？その時代の最高水準の機能を目指していくべきであろうか？特許電子図書館の検索機能と特許庁内の審査官用の検索システムの検索機能との関係はいかにあるべきだろうか？上記問題意識を背景に、「特許電子図書館の検索機能」「特許庁内の審査官用の検索システムの検索機能」及び「民間調査機関の育成」の三者間の関係を種々検討してみたいと思う。

2. 「特許電子図書館の検索機能」と「特許庁内の審査官用の検索システムの検索機能」との関係

主に、次に示す(1)(2)及び(3)の3つの場合が考えられる。

(1) 「特許電子図書館の検索機能」を「特許庁内の審査官用の検索システムの検索機能」よりも高水準にする場合

「特許電子図書館の検索機能」を「特許庁内の審査官用の検索システムの検索機能」よりも高水準にすると、一般国民や企業等の出願人サイドは特許庁の審査官よりも水準の高い調査検索レベルで無料で調査検索できるため、特許庁の審査官の審査は確認的な意味を持つにすぎないことになる。この結果、審査主義の形骸化を招き、審査主義を標榜する特許法第47条の精神に明らかに反し、内閣法律誠実執行義務(憲73条1号)に反することになる。従って、「特許電子図書館の検索機能」を「特許庁内の審査官用の検索システムの検索機能」よりも高水準にする政策を採用することはできないことになる。

(2) 「特許電子図書館の検索機能」を「特許庁内の審査官用の検索システムの検索機能」よりも低水準にする場合

「特許電子図書館の検索機能」を「特許庁内の審査官用の検索システムの検索機能」よりも低水準にすると一般国民や企業等の出願人サイドは特許庁の審査官よりも水準の低い調査検索レベルでしか調査検索できないため、特許庁の審査官の審査負担が増すことになる。即ち、低い調査検索レベルでしか調査検索できないとすると、出願人サイドによる従来技術調査が不完全になるため、質の高い明細書を作成できず、審査官による拒絶理由通知が多くなされ、審査負担が大きく審査期間が長期化するおそれがある。従って、審査期間の短縮化が喫緊の課題の下、「特許電子図書館の検索機能」を「特許庁内の審査官用の検索システムの検索機能」よりも低水準にする政策は採用されるべきではない。

(3) 「特許電子図書館の検索機能」を「特許庁内の審査官用の検索システムの検索機能」と同等レベルにする場合

「特許電子図書館の検索機能」を「特許庁内の審査官用の検索システムの検索機能」と同等レベルにすると、上記(1)(2)で述べた問題点が解消するとともに、夢のある魅力ある政策が可能となる。即ち、特許庁の審査官・審判官の在宅審査・在宅審判が可能となる。これにより、審査官・審判官の魅力ある仕事・生活設計が可能となる。

また、一般国民や民間調査機関や企業においても、特許庁の審査官・審判官と同等レベルの調査が可能となるので、現今の出願に係る従来技術調査の外注化の方針にも沿うことになる。即ち、外注先である民間調査機

関は、特許庁の審査官等と同等の検索レベルで調査検索できるので、審査官にとって有用な調査検索レポートを作成することが可能となる。

3. 「特許電子図書館の検索機能」と「民間調査機関の育成」との関係

民間調査機関は、明らかに無料である特許電子図書館による調査検索レベルを前提にして、その調査検索機器の開発を進めていく。従って、税金や特許特別会計を注ぎ込んで、無料である特許電子図書館による調査検索レベルを可及的に高度化していくと、民間調査機関は、その調査検索機器を特許電子図書館による調査検索レベル以上にするため次々と開発していくことを要する。このため、民間調査機関間で競争が促され、資金力や技術力の乏しい民間調査機関は淘汰される可能性が大きい。さらには、全ての民間調査機関は、無料である特許電子図書館に淘汰される可能性がある。逆に、無料である特許電子図書館による調査検索レベルを低い一定レベルに固定化してしまうと、民間調査機関は、その調査検索機器を特許電子図書館による調査検索レベル以上にするインセンティブが強くは働かず、一般国民や企業は、欲しい特許情報を低廉又は無料で入手することが困難となり、特許情報の調査検索に関する技術開発が停滞することに結び付く。又は、特許電子図書館の低い調査検索レベルを前提に、複数の民間調査機関間で技術開発競争が促され、特許情報の調査検索に関する技術開発が進むが、高度な特許情報は資金力の豊富な大企業等だけが入手でき、資金の乏しい一般市民や中小企業は特許電子図書館による低度な特許情報しか入手できない事態を招く可能性も考えられる。では、具体的に、「特許電子図書館の機能」をどの程度の基準に設定することが好ましいであろうか。この「特許電子図書館の機能」の具体的設定基準が問題となる。

思うに、インターネット社会が発達した高度情報通信ネットワーク社会において、特許電子図書館は特許庁による公報発行という必要不可欠の役割を果たすと考えられる。また、「特許庁による公報発行」は、発明の保護及び利用を図り、発明を奨励し、もって産業発達に寄与する法目的達成のためには、いかにあるべきか、を検討することを要する。即ち、上述の如く、「特許電子図書館の検索機能」を「特許庁内の審査官用の検索システムの検索機能」と同等レベルにすることが好ましいが、これら両者の機能を同等レベルにするとして、この同等レベルにした機能を時代の推移に応じていかに向上させていくことが上記法目的を達成するために最適であるか、を検討することを要する。

上記の如く、「特許電子図書館の検索機能」を最高水準にすることを目指していくと民間調査機関が育たず、市場主義下、必ずしも好ましいことではない上に、税金や特許特別会計からの支出増も招くため、特許電子図書館の維持コストの観点をも考慮することを要する。一方、上記の如く、「特許電子図書館の検索機能」を低い一定レベルに固定化してしまうと、特許電子図書館の機能向上による民間調査機関の調査検索レベル向上の促進の作用が働かず、一般国民や企業等のユーザーが無料で入手できる特許情報が限られ必ずしも好ましいことではない。従って、税金や特許特別会計の支出額やその時代の技術水準を考慮しつつ、一般国民や企業等のユーザーが無料で入手できる特許情報をいかに豊富化しつつ、いかに民間調査機関の育成を図っていくことが上記法目的に合致することになるのか、という総合的な政策判断が必要となる。

従って、特許庁は、「税金や特許特別会計の支出額」や「その時代の技術水準」や「民間調査機関の検索レベルの水準」を把握しつつ、ユーザーである一般国民や企業等が無料で入手できる特許情報がどの程度であれば、上記法目的に合致するのか、という総合的な検討を絶えず行うことを要することになる。

尚、上述した内容は主に国内における大企業の入手できる特許情報と中小企業や国民の入手できる特許情報の格差即ち特許情報に関する国内デバйдの解消を念頭に置いてきたが、全世界における先進国の入手できる特許情報と発展途上国の入手できる特許情報の格差即ち国際デバйдの解消にも大きな焦点を当てることを要する。即ち、現在、国際知的財産分野における最も大きな問題は先進国と発展途上国間の知的財産に関する国際デバйдであることは間違いない。各先進国が自国の特許電子図書館の検索機能を上げていくことにより、発展途上国の産業財産権管轄官庁における審査官の調査検索レベルの向上に貢献するとともに発展途上国の国民の特許情報の入手可能性を大きくしていく観点も必要不可欠であることは当然のことであろう。

4. 特許電子図書館に関する国際条約制定の必要性

上述してきた特許電子図書館の特徴を留意しつつ、次の合意を有する国際条約を締結することが国際特許制度の健全な発展のために必要である。

(1) 各国の特許電子図書館は、パリ条約第12条(1)に規定する「中央資料館」に相当する旨の合意

上述した如く、インターネット社会が発達した高度情報通信ネットワーク社会において、特許電子図書館は特許庁による公報発行という必要不可欠の役割を果たすと考えられる。従って、特許電子図書館は、パリ条約第12条(1)に規定する「特許、実用新案、意匠及び商標を公衆に知らせるための中央資料館」に該当するというべきである。平成16年、特許電子図書館(IPDL)が財団法人日本特許情報機構(JAPIO)から独立行政法人工業所有権情報館・研修館に移管されたが、これも各国の特許電子図書館は、パリ条約第12条(1)に規定する「中央資料館」に該当する旨を確認するものである。

(2) 各国の特許電子図書館の機能は、各国の特許庁の審査官用の検索レベルと同等にすることが好ましい旨の合意(詳細は上記2.(3)に記載した通りである。)

(3) 各国の特許電子図書館の機能の水準に関し、各国特許庁は、「税金や特許特別会計の支出額」や「その時代の技術水準」や「民間調査機関の検索レベルの水準」を把握しつつ、ユーザーである一般国民や企業等が無料で入手できる特許情報がどの程度であれば、上記法目的に合致するのか、という総合的な検討を絶えず行う旨の合意(詳細は上記3に記載した通りである。)

(4) 各国の特許電子図書館の機能の水準に関し、各先進国が自国の特許電子図書館の検索機能を上げていくことにより、発展途上国の産業財産権管轄官庁における審査官の調査検索レベルに向上に貢献するとともに発展途上国の国民の特許情報の入手可能性を大きくしていく観点も必要不可欠である旨の合意(詳細は上記3に記載した通りである。)

(5) 上記特許電子図書館に関する国際条約はWIPO(世界知的所有権機関)が主体となって締結されるべき旨の合意

尚、筆者は既に平成13年2月号パテント43頁～56頁に記載の「これからの工業所有権情報提供システムを考える」において、WIPOが主体となって各国の特許電子図書館を有機的に結合した世界特許電子図書館設立に関する国際条約の必要性を提唱している。

(6) 上記(1)～(5)に関する特許電子図書館に関する国際条約は、PCTのみならず、マドリッドプロトコルや意匠の保護に関するヘグ条約等の他の既存の国際条約のリフォーム・改革に資する旨の合意

既存の国際条約は主にWIPOが主体となりつつ、主にペーパーの存在を前提に制度設計され締結されている。また、世界的に進むペーパーレス計画は、これら主にペーパーの存在を前提として締結されている既存の国際条約の枠組をペーパーレスの観点から組替え・改革していくことは確実である。従って、上記(1)～(5)に関する特許電子図書館に関する国際条約は、PCTのみならず、マドリッドプロトコルや意匠の保護に関するヘグ条約等の他の既存の国際条約のリフォーム・改革に資するというべきである。

5. 日本国特許庁の採用されるべき特許情報提供政策

(1) 国内特許情報提供政策——昭和59年からペーパーレス計画が開始され平成2年12月に世界で初めて電子出願が可能になったが、その後のインターネット社会の到来を想定していなかったため最も早く電子出願を開始しながらもインターネット出願の採用までは他の国よりも遅れてしまっているのが現状である。また、平成13年4月1日付でパトリスを「JAPIOの一部民営化」の名の下、民間に譲渡してしまったが、「JAPIOの一部民営化」を見直すことによりこのパトリスデータをIPDLに付加しIPDLの機能を向上させるべきである。そして、上記成功体験及び上記失敗体験を有するペーパーレス計画を総括することにより各中央省庁及び各地方自治体に対し電子政府・電子自治体の実現への確実な道筋を提唱するべきである。

(2) 国際特許情報提供政策——現在、特許情報の累計データ量だけ見れば日本は世界一の特許情報(実用新案情報・意匠情報・商標情報を含む。)を有している。世界の中の日本として、上記特許電子図書館に関する国際条約の制定を国際政治のなかで提唱しPCTリフォーム・国際デバйд解消そして来るべきマドプロリフォームやヘグリフォームへの具体的なリーダーシップを発揮すべきである。 以上